

(韓国側質問)

1. 消費税の軽減税率制度について

【回答】

1. 消費税の税率（標準税率及び軽減税率）はどのようになっているか

日本の消費税の税率は、標準税率 7.8% 及び軽減税率 6.24% の複数税率である。

なお、このほかに地方消費税が消費税額を課税標準として 22/78（消費税率 2.2%（軽減税率 1.76%）相当）の税率で課されるので、消費税と地方消費税とを合わせた税率は 10%（軽減税率 8%） となる。

2. なぜ、軽減税率制度が導入されたのか

日本の消費税は、消費支出や消費水準に対して課税されることから、基本的には、高所得者は多くの支出するため消費税を多く負担し、低所得者の支出は少ないためその負担は少ないという点では、水平的な公平性は担保されているといわれている。

消費税の負担

高所得者 > 低所得者

一方で、所得に対する消費支出割合は低所得者層ほど高く、高所得者層ほど低くなるという逆進性が見られる。（「家計調査結果」総務省）消費税の増税は、その逆進性により絶対額を増加させるため、2019 年 10 月の税率引き上げに当たっては、その対策が必要といわれていた。

消費支出割合

高所得者 < 低所得者

軽減税率制度導入に当たり、対象品目として消費財を選定することは、「低所得者対策としての有効性」を考慮し、「日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費税負担を軽減するとともに、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点がある」（「平成 28 年度税制改正大綱」税制改正の基本的考え方）とされている。

3. 具体的な対象品目

2019年10月1日の消費税率の税率10%への引き上げに伴い、「飲食料
品」と一定の「新聞」の譲渡を対象に、軽減税率8%が適用されている。

(1) 飲食料品

飲食料品とは、食料表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、
一定の要件を満たす一体資産（例：おもちゃ付きお菓子）を含む。

なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象品目に含まれない。

(2) 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、
社会、文化等に関する一般的社会事実を掲載する週2回以上発行され
るもので、定期購買契約に基づくものである。